

青少年の雇用の促進等に関する法律施行規則第7条第4号についての公表

令和8年8月3日

■従業員数

- ・ 26名（男性 21名 女性 5名） 8年 3月 現在

■事業年度

- ・ 2023年 8月1日～2024年 7月31日（2023年）
- ・ 2024年 8月1日～2025年 7月31日（2024年）
- ・ 2025年 8月1日～2026年 7月31日（2025年）

[1] 直近三事業年度新規学卒等採用者の数及びそのうち直近の三事業年度に離職した者の数

- ・ 2023年 0名
- ・ 2024年 0名
- ・ 2025年 0名

[2] 男女別の直近三事業年度新規学卒等採用者の数

- ・ 2023年 0名
- ・ 2024年 0名
- ・ 2025年 0名

[3] 直近の三事業年度に採用した青少年である労働者（直近三事業年度新規学卒等採用者を除く。）の数及びそのうち直近の三事業年度に離職した者の数

- ・ 2023年 0名
- ・ 2024年 0名
- ・ 2025年 0名

[4] その雇用する労働者の平均継続勤務年数

- ・平均勤続年数 13.5年

[5] その雇用する労働者に対する研修の内容

- ・新人社員研修 社長講話、業務内容の説明等
- ・土木施工管理研修 一般土木に関する知識の習得
- ・測量研修 測量技術の習得
- ・安全管理研修 安全管理の基本事項を習得
- ・社内安全訓練 全社員に建設災害に対する知識を習得

[6] その雇用する労働者が自発的な職業能力の開発及び向上を図ることを容易にするために必要な援助の有無並びにその内容
(8に掲げる事項を除く。)

- ・あり

職務・会社操業にとって必要な資格取得のため、受験費用を会社が負担。
また、特定の資格を取得すると資格に応じ毎月資格手当を支給する。

[7] 新たに雇い入れた新規学卒者等からの職業能力の開発及び向上その他の職業生活に関する相談に応じ、並びに必要な助言その他の援助を行う者を当該新規学卒者等に割り当てる制度の有無

- ・あり

メンター制度

先輩社員がついて職務に対する指導・助言を行います。

[8] その雇用する労働者に対してキャリアコンサルティングの機会を付与する制度の有無及びその内容

- ・なし

現時点では制度化されていませんが、今後は若手社員の定着・育成を目的として、外部コンサルタントの活用や定期的なキャリア面談制度の導入を検討しています。

[9] その雇用する労働者に対する職業に必要な知識及び技能に関する検定に係る制度の有無並びにその内容

・あり

- 1.受験料やテキスト代の会社負担
- 2.試験日の特別休暇（出勤扱い）の付与
- 3.合格時の報奨金（祝い金）や毎月の資格手当の支給

[10] その雇用する労働者一人当たりの直近の事業年度における平均した一月当たりの所定外労働時間

・ 1.6時間

[11] その雇用する労働者一人当たりの直近の事業年度において取得した有給休暇の平均日数

・ 10.3日

[12] 社員の平均年齢

・ 52歳

[13] 前事業年度の育児休業取得者数／出産者数

- ・ 女性 0人/0人
- ・ 男性 1人/1人

[14] 役員及び管理的地位にある者に占める女性の割合

・ 役員 16.7% 管理職 50%